

●松尾孝議員の一般質問と答弁（大要）を紹介します。

松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）2009年2月20日

農業問題

知事は、「WTO提案の拒否」、「MA米輸入中止」を国に求めよ！

【松尾】

日本共産党の松尾孝です。通告に基づき知事ならびに関係理事者に質問します。

先ず農業問題です。この一年、冷凍ギョウザ事件、汚染米事件など、食の安全、安心を脅かす事件が相次ぎました。特に、農薬やカビ毒に汚染された「事故米」が食用に不正流通していたことは国民に大きなショックを与えました。世界の穀物在庫が危険ライン15%を割り込み、相場が短期間に2倍、3倍に高騰、途上国では暴動が起きて死者まで出ました。日本では、食料品の全面値上げが起家計を直撃しました。さらに、畜産も深刻な打撃を受け、日本の畜産がなくなるのではないかとの不安さえ起こりました。

このような中で消費者の動向に大きな変化が生まれています。内閣府が11月に公表した世論調査では、「外国産より国内産を」の声が94%と前回調査より22%も増え、「安い外国産の輸入」はわずかに3%、自給率の向上を望む声は、実に93、2%と過去最高になりました。いまや、食糧海外依存の危険性と不安は国民の共通認識となっています。

また、農産物貿易自由化を大幅に拡大しようとするWTOへの批判がかつてなく高まっていることも、この間の大きな特徴であります。昨年7月、WTOドーハ・ラウンド閣僚会議が決裂しましたが、合意先送りは実に5回目です。昨年末、金融首脳サミットで急浮上した年内合意も、閣僚会議も開けないまま頓挫しました。代わって、いま、食糧主権を掲げ、新しい貿易ルールをもとめる国際世論がますます高まっているのです。

そこで知事に伺います。

いま述べました食糧をめぐる内外情勢、国民世論の劇的な変化や食糧主権の高まりについて知事はどうぞ認識でしょうか。

自給率の向上、食糧の安定確保を図るためには、WTO路線の転換がどうしても必要です。7月のドーハ・ラウンド交渉に向けて既に動きが始まっていますが、政府に対し、自然条件や農業構造など実態を無視したWTO提案をきっぱりと拒否するよう強く要求すべきです。お答え下さい。

MA米問題ですが、日本は昨年の交渉で調停案をほぼ認めており、この夏、その線で合意すれば、MA米輸入量は最低でも100万トンを超えと言われていています。自給率向上どころではありません。知事は昨年6月定例会で、MA米は「条約上の義務」と答弁されましたが、政府も義務ではないと認めているのですから、あらためて、きっぱり中止するよう強く要求していただきたいと考えます。

以上、先ずお答えいただきたい。

【知事】

松尾議員のご質問にお答えします。

食料を巡る内外の情勢だが、世界的な人口増加、中国・インドなど新興国における経済発展と食生活の変化等に伴い食糧需給が逼迫する中、我々はこうした状況を踏まえて戦略的に食料の調達、確保について考える必要がある。食料の6割を海外に依存している我が国は、そのためにもできる限り自国の食料は、可能な限り自国で確保していくという農業展開は重要であることは間違いありませんし、これは、環境や国土保全にもつながる国家的課題であり一人一人が食や農について真剣に考えなければならない時期に来ていると考えて

いる。

ただ、一方で、一国繁栄主義、モンロー主義というのはこのグローバルな時代において、今回の苦境においても顕著ですが、貿易に大変依存している日本の事情からして難しい面があることもこれもまた事実であります。

従いまして、WTOの農業交渉におきましても、こうした事から、これまでから国に対し、多様な農業の共存が可能になるような柔軟なルールの下で、いずれの国においても公正で公平な農産物貿易が確立できるように交渉に臨むこと、多様で豊かな地域農業が将来にわたって発展していけるよう、国内の農業政策においても万全の措置を講じるよう要請して来ております。こうしたことを引き続き国に求めていかなければならないと思っています。

MA米につきましても、1993年のガットウルグアイラウンドにおきまして、輸入することを約束しましたものでありまして、国が国家貿易として輸入しようとしているものですから、ご存知のように、条約上義務はないというのは政府の役人的言い方ですので、実際問題としては事実上義務となっているのは、私は現実であると思っています。

昨年、9月には、輸入米から事故米穀が不正規流出している事件も発生しているだけに、MA米につきましては、今後とも国においてしっかりと責任を持って適正に処理していただきたいと考えております。

先般、丹後こしひかりが唯一、二年連続特Aを受けましたし、私どもとしては、競争力ある京都の米をしっかりと作り、少しでも有利に販売できるよう引き続きがんばっていききたいと思っている。

【松尾】

ご答弁いただきましたが、WTOの問題ですが、知事は、グローバル化の時代の中にあって、一国で自給をするということで、世界的、あるいは他国との交流を閉じるような事があってはならないといったが、それは当然であろうと思いますけれども、今、知事が言った、グローバル化の体制そのものが、WTOやIMFが支えてきたわけですが、行き詰まって、見直しが始まっています。WTO体制につきましてもその通りでして、WTOを国連の下部機構にすべきだとか、国連人権理事会から、「食料への権利を遵守しないWTO協定は拒否すべきだ」との報告が出るとか、そういう状況になってきているわけです。しかも、WTOが今日の世界的な食糧危機になら積極的な解決策を持たない、やらないというような状況の中で、紹介したような批判も出ているのです。

それに対し、世界的に食料主権、知事は私の質問に正面から答えられませんでしたけれども、食料主権を掲げる新しい歴史の流れが始まっているということでして、知事がその流れにしっかりとたたれて、見据えて、農業、農村の再生を京都からはかっていくということで府政を運営していただきたいと、これは強く求めておく。

生活できる米価、当面、60キロ18000円米価実現へ

米価の下支え制度の実施 国に求めよ

【松尾】

次に当面の課題について3点伺います。

まず価格対策です。日本の農業を衰退させた最大の原因は歴代政府が進めてきた農産物輸入自由化や価格保障政策の放棄など、農業では生活できない状況を作り出してきたことです。日本農業の再生にとって、関税の維持強化、生活できる価格・所得保障は喫緊の課題です。

わが党は昨年発表しました「日本農業再生プラン」で、自給率を当面50%に引き上げること、そのために

も政府が責任を持って、米をはじめ、麦、大豆など主な作物の価格保障制度を確立するよう提案しました。そして、水田農業の土台である米について、価格保障、所得補償を併せ、当面、60キロ18000円米価を要求しました。いま、この実現がどうしても必要ですが、その中心が不足払い制度です。

米の販売価格が生産費を下回った場合にそれを補填し、米価を下支えしようというのが不足払いで、いわば当たり前のものです。わが党は、知事が不足払い制度の導入を国に強く要求するよう、繰り返し求めてきましたが、答弁を避けまともに答えていません。府にやれと言っているではありません。知事がおっしゃるとおり国の問題ですから、国に要求してもらいたいと求めているのです。いかがですか、改めてお聞きします。

府独自の対策ですが、私どもは特別栽培米の奨励金を提案してきました。知事は「売れる米作りを進めていく」と答弁されているのですが、それならば、特別栽培米に助成するのは当然ではないでしょうか。併せてお答え下さい。

【農林水産部長】 米の価格対策につきましては、これまでから何度も国に対し、米価下落に歯止めがかかり、安定的に米の生産供給ができる受給調整システムを構築するよう要望してきています。

府としては、農家が安定して稲作経営を継続していけることが重要と考えまして、二年連続特Aを獲得した丹後こしひかりや特別栽培米の生産に必要な農業機械の導入や栽培技術の支援など競争力の高い米作りを積極的に進めています。

【松尾】

価格の問題だが、部長は需給調整システムについて触れられました。需給調整システムがうまくいっていないから、例えば07年米価が暴落をしたが、あの時に政府なり、色々な所から出された見解はそういうものであった訳ですが、そうではないと思う。

需給調整システムと言いますと、農家に減反を厳しく強いる以外にない訳ですから、そういうやり方ではなく、私どもが申しているように、生産費をつぐなう米価を政治が作らなければならない問題でして、不足払い制度の導入を強く求めているのです。

色々な場で政府に求めているとおっしゃいましたが、不足払い制度の導入を真っ正面から求めておられるのか、もう一度お聞きしたい。

あるいは、特裁米奨励金等府独自の取り組みも強めていただきたいと申し上げている訳ですから、これも、答えていただきたい。

【農林水産部長】 米の価格対策につきましては、国において米価下落に歯止めがかかるような対策をきっちりと構築していただきたいということを何度も要望してきているところです。

特別栽培米につきましては、競争力も高い米作りをしていくことが最も必要であろうかということで、私どもとしては、具体的に機械導入や技術支援等を通じて支援をしているところ。

【松尾】

価格対策は、国の制度としてはいいのですね。水田農業経営所得安定対策というのがありますが、これは対策とはいえません。07年のあの大変な下落の年の京都府の実績、補填額は、60kgあたり800円位なんです。これを、実際に売った価格（平均販売価格）が14000円ですから、この数字自体は実際より高いと思うのですが、それで、補填額を加えて14800円です。生産費は18600円です、近畿は、4000円の割り込みです。

こんな状況が続いている限り安心して米などつくれないと、このところを私ども問題にして、これを実際にやれるよう府として求めていくべきだと申し上げている訳ですから、これは、府として、知事が、知事会等で問題提起をするなどやっていただく必要があると思います。

京都府の「担い手支援策」の強化が必要

新規就農支援事業・就農研修資金貸付事業の強化拡大を

【松尾】

次に担い手対策です。

府はいままで、多様な担い手の連携による地域農場づくりや集落営農などを対策の基本にしてきました。しかし、高齢化の中でそれでは不十分として、農業ビジネスの育成に重点を移してきました。新年度予算では「農業ビジネス支援事業」が「農商工連携応援ファンド」の創設とセットで提案されています。1年に10、10年で100の農業ビジネスを立ち上げ、この中で地域農業を支え即戦力となる担い手を確保・育成していくのですが、これが本当に担い手対策になるのか。一定の雇用はうまれるかもしれませんが、はたして府下全域をカバーする「即戦力の担い手」を育成できるのか、疑問です。お答えいただきたい。

担い手対策の中心はやはり、集落の将来を担う農家後継者、若い新規就農者の育成・確保だと考えます。新規就農者はこの数年来、年平均約50人です。せめて倍にする必要があります。新規就業支援事業を特別に重視し、予算も増額して実践農場を増やし、計画的に配置する、技術指導者、後見人も増やして積極的に進めるべきです。お答えください。

また、就農研修資金貸し付け事業についても貸与期間の2年から3年への延長、返済の個人負担解消など改善が必要と考えます。住宅対策も市町村任せでなく、府として積極的に取り組むべきです。お答えください。

研修を終えて3年目から自力経営となりますが、今日の状況では誠に厳しいものがあります。経営を軌道に乗せることが出来るよう、技術・営農指導はもちろん、積極的なバックアップ対策を講じるべきと考えますが、お答え下さい。

さらに、以前から指摘している農家後継者の参入についてですが、05年センサスでは、府内の同居男性後継者は、農業に少しでもかかわっている人が6500人、全くタッチしていない人が1500人、合わせて8000人に上っています。

価格保障や地域的な支援体制があれば、この中から、専業・兼業を問わず即戦力となる就農者を生み出すことは決して不可能ではありません。実態をよく調査し、必要な体制もとり、市町村、JAと一体になって積極的に取り組んでいただきたいと考えます。お答え下さい。

【農林水産部長】 担い手対策についてはジョブカフェでの就農相談から、農業大学校や担い手養成実践農場での人材育成、就農後のハード・ソフトの様々な施策を実施しているところであり、更に、これからの京都府農業の発展には、意欲ある農業者を育成することが重要であると考え、農業ビジネスの育成を進めていこうとするものであります。

担い手養成実践農場につきましては、市町村とも連携して積極的に取り組んできていまして、これまで丹後から山城まで府内40か所で研修を実施し、すでに46名の方が各地域の中核的な担い手として活躍いただいています。

就農支援資金は利用された103人中98人と、そのほとんどの方が2年間の研修で就農されており、その償還におきましては、特に中山間地域におきまして多くの担い手を確保するため、5年間の据置に加え、市町村とも連携し償還助成を行い個人負担の軽減に努めており、就農後は普及センターが、栽培技術や経営計画等の指導を丁寧に行うとともに、住宅の取得や改修等については制度資金を活用していただいています。

農家の後継者につきましては、常日頃から、普及センター等がその状況を把握しており、その中で農業に意欲のある方が円滑に就農できるよう、経営や技術習得のための農業講座をはじめ、経営計画のサポートを行

い、農業大学校において研修を行うなど様々な支援を行っています。

【松尾】

担い手対策は、私、強調していますのは、同居している農家の後継者、これをしっかりと具体的に計画も作って育成していく必要があるのではないかと申しているのです。

京都でそのような対象の方が8000人おられ、とりわけ39歳以下という若い人たちもかなりいる訳でして、国の調査でも、新規参入者より39歳以下の同居後継者の方がうんと多く、17倍位に上っています。こういう取り組みをしっかりとやっていただくよう求めます。答弁をいただきたい。

【農林水産部長】 新規就農者の中で後継者の方の占める割合が高いと言うことでございますので、普及センターが日頃からその状況は把握しておりますし、それによって意欲のある方に対して、講座を始め色々な施策を通じてやってきておりますので、これからも引き続き力を入れて参りたいと考えております。

【松尾】

担い手対策は、積極的に同居後継者の取り組みを進めてまいりたい。

飼料米への支援に取り組むべき

【松尾】

最後に飼料米です。政府は今年度予算の目玉として、「水田のフル活用」、「荒廃田の再生」事業を打ち出しています。減反の保全管理田に大豆、小麦のほか、米粉・飼料用の米をつくれというものです。飼料米は10a当たり55、000円の助成があります。畜産農家との連携が前提ですが、これが整えば直ぐにでもできます。市町村、JAとも協力し積極的に取り組んでいただきたい。現在の取り組み、具体化はどうなっているか、府の方針はどうか、お答え下さい。

【農林水産部長】 飼料用米につきましては、すでに生産農家と畜産農家をはじめ、関係者の間で新たな取り組みに向けた具体的な話し合いが始められているところであり、府としてはこうした地域での取り組みが円滑に進むよう専用機械の導入やモデルほ場の設置を支援する等、積極的に支援してまいりたいと考えております。

肝炎対策

府は、「肝炎対策基本法」の早期成立を国に強く働きかけよ！

【松尾】

次に肝炎対策についてお聞きします。

薬害肝炎訴訟が相次いで勝訴する中、昨年1月11日、「被害者救済法」が成立し、その後、製薬企業等の基本合意も締結されました。しかし、これで終わったわけでは決してありません。まだまだ訴訟に踏み切ったけれども、和解成立に至っていない方も多し、また、提訴に届かない方も沢山いる訳です。全ての被害者の救済に全力を尽くさなければなりません。

その後、肝炎ウイルス感染者は350万人とも言われる訳ですが、肝炎ウイルス感染者の救済について、基本合意に基づく肝炎対策基本法の成立に向けた努力が続いている訳ですが、国会の状況もありメドが立っていません。肝炎患者の治療、生活支援や救済対策をすすめるために、一日も早い基本法の成立が求められます。国の問題ではありますが、京都府としても積極的に取り組んでいただきたい。

そこで基本法の制定についてですが、総理大臣が直接謝罪し、被害者の救済とあわせ肝炎治療の研究、治療体制の整備、医療費の助成などを盛り込んだ、そういうものと表明されている訳で、京都府としても数万と

いうウイルス性肝炎感染者がおられる訳ですから、将来にわたって安心していけるように基本法の成立を強くもとめていただきたいと思います。

患者団体、訴訟原告団、弁護団の方が、多くの方の支援も得て「もう待てない！350万人の命」と今、全力をあげてその対策を取り組んでおられます。私も一緒に先日四条河原町で宣伝署名活動をさせていただきましたけれど、京都府が、一緒にこれらに答える取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

【健康福祉部長】 肝炎対策についてですが、京都府ではこれまでから、患者の立場に立って国に対し肝炎対策の充実を求めてきたところであり、国においても、医療費の助成制度の創設などの対策が講じられてきましたが、引き続き国に対し、法整備も含め肝炎の早期発見や総合的な肝炎患者全員に対する適切な医療の確保等総合的な肝炎対策を進めるよう求めているところであります。

京都府の、「無料検査体制」、「患者の相談・治療体制」の整備、薬害肝炎患者支援体制の強化を

【松尾】

次に具体的に3点お聞きします。

1つは感染調査、ウイルス検査が大事ですが、現在、京都府には検査委託医療機関が19しかありません。近畿各県に比べてダントツに少ない。大阪などは千単位です。滋賀も和歌山も兵庫も奈良も、京都の十数倍という実態です。未実施県が8県ありますが、実施県では京都が一番低いのです。これは、直ちに改善をしていただきたいと思います。キャリアを早期に発見し治療につなげる事は府民の命を守る京都府の責任でもあります。強く求めます。お答え下さい。

次にインターフェロンをはじめ肝炎治療に対する助成です。

これは国がやっているのですが、やはり色々と患者のみなさんから、負担が大きくてとても受けられない、あるいはまた、少量長期投与など肝ガンを抑える治療としてある訳ですが、こういうも対象にしてもらいたい、インターフェロン以外も多くの要望が出ています。これは、京都府で全てとはまいませんでしょうが、府としても可能な支援をしていただきたい

3番目ですが、開業医、掛かりつけ医さんにお聞きしても、適切な治療・指導が得られないとの意見もあるわけです。やはり、医療圏単位だとか保健所単位とかで、最新情報が開業医に届く対応も求めたいと思います。

それと、京都には、拠点病院が二つできておりますが肝炎相談支援センターが設置されていない。これを急ぐ必要があると思います。よく協議をして急いでいただきたい。

最後にフィブリノゲン投与を間違いなく受けていると思いながら、記録等立証できないため提訴に至らないと言う方が多く残されている訳ですが、救済法成立から一年たっているが、今からでも、具体的な支援を関係医療機関に求めて支援をしていただきたいと思います。お答え下さい。

委託医療機関 「市町村等の意見もお聞きし」「順次拡大したい」と答弁

【健康福祉部長】 肝炎検査については、住民に身近なところで検査体制を整えるため、市町村の行う健診や地域の医療機関で行うウイルス検査、医療機関数は約370という事でございますけれども、そうした検査に助成を行うと共に、保健所での検査を行ってきました。

これに加え、専門医療機関での検査体制を整備し、重層的な対応を行っていますが、医療機関については、地域バランスや早期治療に結びつけられる事を考慮し、専門医がいる医療機関へ委託を行っているところであ

ります。今後とも、市町村等の意見もお聞きし、委託専門医療機関を順次拡大したいと考えております。

肝炎治療に対する治療費助成は、患者の方々の病態に応じた対応をされるよう要望をしてきましたが、今回、国においては一定の医学的条件を満たし、医師が判断した場合には、助成期間を6か月延長することや自己負担限度額に係る要件の緩和措置を行うと聞いております。

肝炎治療については、すでに標準的な治療方法が確立しているところでありますが、困難事例への対応や最新の治療方法を普及するため、肝疾患治療連携拠点病院である府立医大付属病院と京大病院などに要請し、医師会等の関係団体と連携した研修を実施していただいているところであります。

また、両拠点病院では、肝疾患を含め、個々の患者の相談に日常的に応じる体制が整えられており、引き続き医療機関での情報共有、連携により肝炎対策を進めて参りたいと考えております。

フィブリノゲン製剤の納入医療機関に対しては、患者等からの問い合わせ、相談に対して、カルテの開示をはじめとする情報提供や相談に積極提起に応じるよう、機会ある毎に要請すると共に、個別に相談があった事案については、カルテ等関係書類の再点検や当時の職員への状況確認等、相談者の立場に立って積極的に対応するよう徹底しております。

【松尾】

時間がないので検査体制の問題だけ要望しておく。部長は先ほど370との数字を申したが、私は厚労省の資料を基に19と指摘したが、答弁と大変な違いだ。この点は後ほど確認させていただきたいが、いずれにしても近畿各県と比べ大変少ない、大阪などは4700の数字があがっている。兵庫788、奈良628、和歌山527と。これはやっぱりよく調べて、整備していただきたいということを強く求めておきます。

ウイルス性肝炎の患者のみなさんは、本当に大変な思いで日々生活をしなければならない状況に追い込まれている。そういう方がおられるのですから、基本法の成立、治療あるいは生活支援等を含めて京都府としてしっかり対処していただきますよう強く求めて、質問を終わります。